厚生年金保険・国民年金事業の概況 (平成 31 年 1 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

○ 平成31年1月末の国民年金と厚生年金保険(第1号)の被保険者数は、6,305万人であり、前年同月に比べて、10万人(0.2%)増加している。

		双 1	1000区70000011	7700					
		事業所数		被保険者数(人)					
			総数	男子	女子	の平均 (円)			
厚/	生年金保険(第1号)	2, 323, 373	39, 884, 904	24, 740, 395	15, 144, 509	312, 741			
	船員以外	2, 319, 084	39, 833, 291	24, 688, 782	15, 144, 509	312, 624			
	一般男子	•	24, 688, 239	24, 688, 239	•	354, 955			
	女子	٠	15, 144, 509	•	15, 144, 509	243, 617			
	坑内員	•	543	543	•	353, 941			
	(再掲) 短時間労働者	34, 825	433, 006	124, 026	308, 980	144, 049			
	船員	4, 289	51, 613	51, 613	•	402, 572			
国	民年金	•	23, 167, 348	7, 726, 788	15, 440, 560	•			
	第1号	•	14, 484, 554	7, 547, 093	6, 937, 461	•			
	任意加入	•	191, 702	68, 537	123, 165	•			
	第3号	•	8, 491, 092	111, 158	8, 379, 934	•			
合詞	H	•	63, 052, 252	32, 467, 183	30, 585, 069	•			

表 1 制度別適用状況

(2) 給付状況

- 平成31年1月末の国民年金、厚生年金保険(第1号)及び福祉年金の受給者数(同一の年金種別を除く延人数)は、4,485万人であり、前年同月に比べて、7万人(0.2%)増加している。
 - 注. 厚生年金保険(第1号)の受給(権)者とは、厚生年金保険受給(権)者全体から、共済組合等の組合員等たる 厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、 障害厚生年金受給(権)者及び短期要件分の遺族厚生年金受給(権)者について、それぞれ初診日又は死亡日に共 済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

gを除いた者をいう。 表2 制度別年金受給者数

(単位・人)

	総数	老齢	給付	障害年金	遺族給付	
	700 300	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	14-12 1 22	遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険(第1号) 計	35, 284, 691	15, 378, 461	13, 928, 463	435, 737	5, 519, 171	22, 859
旧共済組合を除く	34, 890, 195	15, 143, 217	13, 857, 026	432, 797	5, 434, 871	22, 284
旧法	1, 060, 830	386, 391	302, 030	34, 526	316, 071	21, 812
新 法	33, 806, 148	14, 748, 100	13, 553, 647	397, 163	5, 107, 238	
(再掲) 基礎あり	25, 445, 628	13, 344, 858	11, 759, 166	270, 524	71,080	
基礎または定額あり	25, 351, 147	13, 475, 700	11, 875, 447	•		
基礎繰上げあり	1, 954, 292	551, 878	1, 402, 414	•		
基礎繰上げなし	23, 396, 855	12, 923, 822	10, 473, 033	•		
基礎及び定額なし	2, 950, 600	1, 272, 400	1, 678, 200	•	•	
船員保険(旧法)	23, 217	8, 726	1, 349	1, 108	11, 562	472
旧共済組合 計	394, 496	235, 244	71, 437	2,940	84, 300	575
旧法	116, 184	85, 855	2, 848	1, 188	25, 718	575
新 法	278, 312	149, 389	68, 589	1,752	58, 582	•
(再掲) 基礎あり	214, 545	148, 078	64, 990	1, 465	12	
国民年金 計	35, 225, 261	32, 239, 415	938, 422	1, 953, 253	94, 171	•
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	8, 093, 583	5, 947, 655	508, 221	1, 605, 712	31, 995	•
旧法拠出制	1, 014, 611	554, 833	406, 180	44, 047	9, 551	•
新法基礎年金	34, 210, 650	31, 684, 582	532, 242		84, 620	•
(再掲) 基礎のみ	8, 128, 414	6, 391, 815			29, 074	•
(再掲) 基礎のみ共済なし	7, 078, 972	5, 392, 822	102, 041	1, 561, 665	22, 444	•
福祉年金	72	72	•	•	•	
合 計	44, 849, 851	34, 125, 012	3, 042, 729	2, 117, 001	5, 542, 250	22, 859

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
 - 2. 新法老齢厚生年金(第1号)のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 - 3. 人数の合計は、厚生年金保険(第1号)と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
 - 4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
 - 5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
 - 6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
 - 7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
 - 8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。
 - 9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

注. 厚生年金保険(第1号)の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

- 平成31年1月末の国民年金、厚生年金保険(第1号)及び福祉年金の受給者の 年金総額は、49兆3千億円であり、前年同月に比べて、3千億円(0.6%)増加している。
 - 注. 厚生年金保険(第1号)受給(権)者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額である。

表 3 制度別受給者年金総額

(単位:百万円)

	総数	老齢	給付	障害年金	遺族	給付
		老齢年金 • 25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険(第1号) 計	25, 705, 575	17, 457, 772	2, 456, 828	306, 380	5, 478, 449	6, 146
旧共済組合を除く	25, 230, 828	17, 100, 170	2, 440, 270	303, 569	5, 380, 810	6,009
旧 法	1, 112, 995	626, 162	113, 568	40, 487	326, 892	5, 886
新 法	24, 070, 859	16, 448, 771	2, 326, 236	260, 742	5, 035, 110	•
(別掲) 基礎年金	17, 285, 924	9, 387, 861	7, 598, 429	230, 705	68, 929	•
船員保険 (旧法)	46, 974	25, 237	466	2, 340	18, 809	123
旧共済組合 計	474, 747	357, 602	16, 557	2, 811	97, 639	137
旧法	217, 444	184, 121	1, 350	1,725	30, 109	137
新 法	257, 303	173, 481	15, 207	1,086	67, 530	•
(別掲) 基礎年金	158, 905	110, 089	47, 590	1, 214	12	•
国民年金 計	23, 574, 916	21, 576, 291	214, 597	1, 690, 169	93, 859	•
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	5, 139, 646	3, 601, 118	115, 676	1, 395, 431	27, 422	•
旧法拠出制	408, 708	272, 950	92, 778	38, 644	4, 336	•
新法基礎年金	23, 166, 208	21, 303, 341	121, 818	1, 651, 525	89, 523	•
(再掲) 基礎のみ	5, 504, 760	4, 058, 007	23, 085	1, 393, 357	30, 311	•
(再掲) 基礎のみ共済なし	4, 730, 938	3, 328, 167	22, 897	1, 356, 787	23, 086	•
福祉年金	29	29				•
合 計	49, 280, 520	39, 034, 092	2,671,424	1, 996, 549	5, 572, 309	6, 146

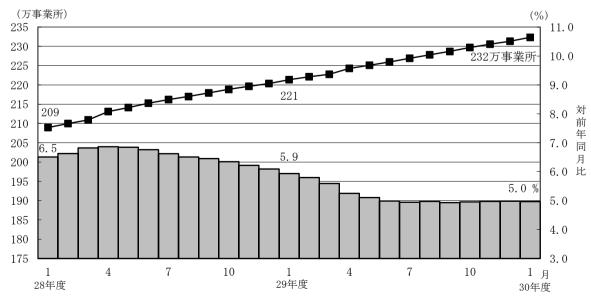
- 注1. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額である。
 - 2. 年金総額には一部停止額を含む。
 - 3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が 発生していた者の当該年金の年金総額である。
 - 4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者の 年金総額である。
 - 5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成 27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の年金総額である。
 - 6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、 基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

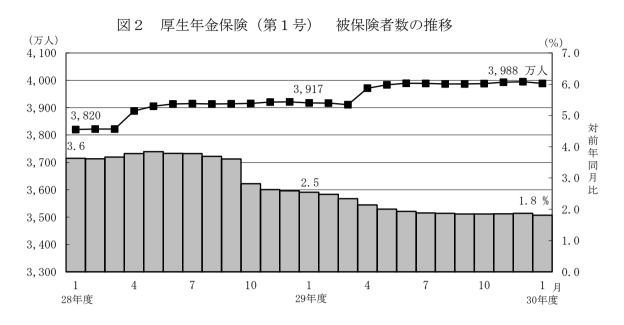
(1) 適用状況

○ 平成31年1月末の厚生年金保険(第1号)の適用事業所数は232万事業所であり、 前年同月に比べて11万事業所(5.0%)増加している。

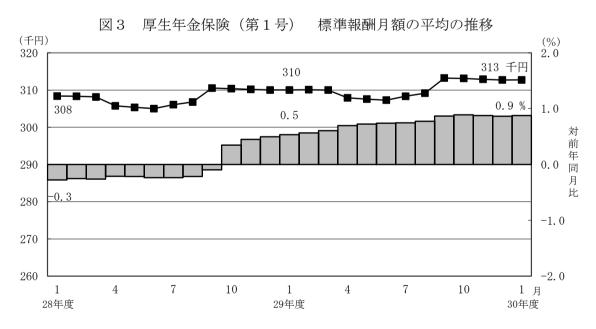
図1 厚生年金保険(第1号) 適用事業所数の推移



○ 厚生年金保険(第1号)の被保険者数は3,988万人となっており、前年同月に比べて71万人(1.8%)増加している。内訳をみると、一般男子が2,469万人(対前年同月比28万人、1.1%増)、女子が1,514万人(対前年同月比43万人、2.9%増)、坑内員が5百人(対前年同月比32人、5.6%減)、船員が5万人(対前年同月比2百人、0.3%減)である。



○ 厚生年金保険(第1号)被保険者の標準報酬月額の平均は、31万2,741円となっており前年同月に比べて0.9%増加している。内訳をみると,一般男子は35万4,955円(対前年同月比0.9%増)、女子は24万3,617円(対前年同月比1.4%増)、坑内員は35万3,941円(対前年同月比2.8%増)、船員が40万2,572円(対前年同月比0.1%増)である。



○ 厚生年金保険(第1号)被保険者に係る賞与支給事業所数は30万事業所、賞与支給被保険者数は504万人、標準賞与額の平均は37万4,394円となっている。

(2) 給付状況

- 平成31年1月末の厚生年金保険(第1号)受給者数は3,528万人(旧法厚年分106万人、新法厚年分3,381万人、旧法船保分2万人、旧共済分39万人)で、前年同月に 比べて33万人(1.0%)増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,931万人(旧法厚年分69万人、新法厚年分2,830万人、旧法 船保分1万人、旧共済分31万人)で、前年同月に比べて25万人(0.9%)増加している。
- 障害給付の受給者数は44万人(旧法厚年分3万人、新法厚年分40万人、旧法船保分 1千人、旧共済分3千人)で、前年同月に比べて1万人(2.5%)増加している。
- 遺族給付の受給者数は554万人(旧法厚年分34万人、新法厚年分511万人、旧法船保 分1万人、旧共済分8万人)で、前年同月に比べて8万人(1.4%)増加している。

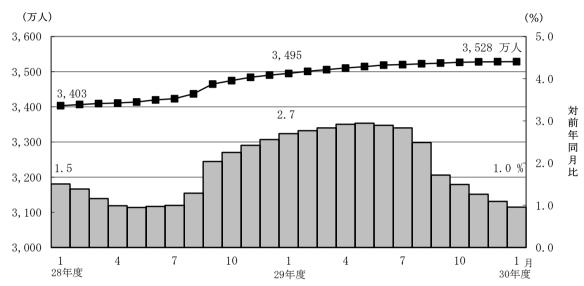


図4 厚生年金保険(第1号) 受給者数の推移

○ 平成31年1月末の厚生年金保険(第1号)の受給者に係る老齢年金の平均年金月額は、14万6,069円となっている。

○ 平成31年1月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険(第1号) の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は25万人 となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険(第1号)の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

				失 業 給 付									
			件数(人)			総停止年金額 (千円)			平均停止月額(円)				
	計 老齢相当 通老相当 .25年末満				评	老齢相当	通老相当 • 25年未満	盐	老齢相当	通老相当 • 25年未満			
平成	30年	8 月	51, 197	31, 554	19, 643	31, 886, 758	27, 818, 493	4, 068, 265	51, 902	73, 468	17, 259		
		9 月	49, 143	30, 634	18, 509	31, 043, 230	27, 229, 020	3, 814, 211	52,641	74, 071	17, 173		
		10 月	45, 198	27, 860	17, 338	28, 222, 947	24, 713, 244	3, 509, 702	52, 036	73, 921	16, 869		
		11 月	42,642	26, 223	16, 419	26, 457, 125	23, 168, 869	3, 288, 255	51, 704	73, 628	16, 689		
		12 月	40, 467	25, 066	15, 401	25, 337, 064	22, 298, 927	3, 038, 137	52, 176	74, 134	16, 439		
平成	31年	1月	37, 223	22, 859	14, 364	22, 985, 051	20, 203, 705	2, 781, 346	51, 458	73, 653	16, 136		

					高年齢雇用継続給付						
		件数 (人)			高年齢雇用継続給付による停止総額(千円)			平均停止月額(円)			
		計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	
平成 30年	手 8月	250, 637	239, 967	10,670	32, 765, 144	31, 747, 607	1, 017, 537	10, 894	11, 025	7, 947	
	9 月	247, 687	237, 470	10, 217	32, 644, 353	31, 662, 466	981, 887	10, 983	11, 111	8,009	
	10 月	247, 816	237, 654	10, 162	32, 643, 624	31, 681, 452	962, 172	10, 977	11, 109	7, 890	
	11 月	249, 396	239, 276	10, 120	32, 833, 390	31, 881, 749	951, 640	10, 971	11, 104	7, 836	
	12 月	251, 306	241, 108	10, 198	33, 052, 648	32, 102, 751	949, 897	10, 960	11, 096	7, 762	
平成 31年	手 1月	248, 192	238, 385	9, 807	32, 761, 923	31, 844, 093	917, 830	11,000	11, 132	7, 799	

3. 国民年金

(1) 適用状況

○ 平成31年1月末の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は、1,468万人となっており、前年同月に比べて39万人(2.6%)減少している。内訳をみると、男子は762万人(対前年同月比17万人、2.2%減)、女子は706万人(対前年同月比21万人、2.9%減)である。

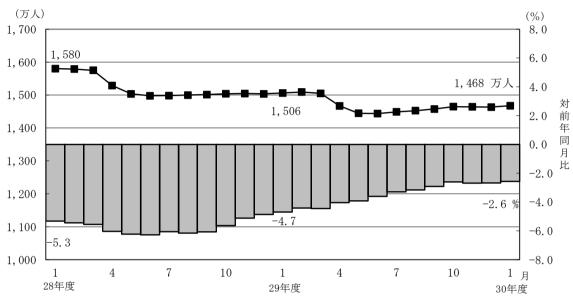


図5 国民年金第1号被保険者数(任意加入を含む)の推移

○ 第3号被保険者数は849万人となっており、前年同月に比べて23万人(2.6%)減少している。内訳をみると、男子は11万人(対前年同月比2千人、1.7%増)、女子は838万人(対前年同月比23万人、2.6%減)となっている。

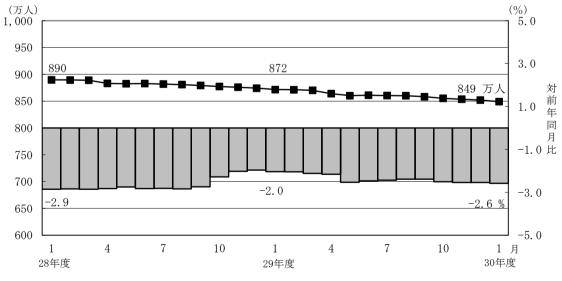


図6 国民年金第3号被保険者数の推移

(2) 給付状況

- 平成31年1月末の国民年金受給者数は3,523万人(旧法拠出制101万人、基礎年金3,421万人)で、前年同月に比べて49万人(1.4%)増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,318万人(旧法拠出制96万人、基礎年金3,222万人)で、 前年同月に比べて45万人(1.4%)増加している。
- 障害給付の受給者数は195万人(旧法拠出制4万人、基礎年金191万人)で、前年同月に比べて4万人(1.8%)増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人(旧法拠出制1万人、基礎年金8万人)で、前年同月 に比べて2千人(2.0%)減少している。

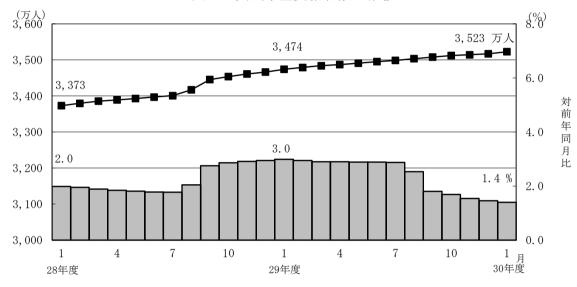


図7 国民年金受給者数の推移

○ 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、平成31年1月末で 5万5,771円となっている。

老齢年金・25年以上の新規裁定者(受給者)の平均年金月額は、5万3,655円 となっている。

○ 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況をみると、1月は新規裁定者1万2千人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は6.5%である。なお、平成29年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.1%となっている。